

入札参加者心得

入札(見積)に当たっては、下記事項に十分留意してください。

- 1 入札に関する事項を十分理解し、すべてを了知した上で入札すること。
- 2 上記の入札に関する事項とは、入札説明書、仕様書、契約書案及び見本並びに係員が説明する入札に関する諸事項をいうものであること。
- 3 上記入札事項について、不明な点、疑問な点、その他理解できない点があった場合は、入札説明書で定める期限までに問い合わせること。
- 4 開札(入札)中は、一切の発言を認めないので静粛にすること。
- 5 入札に参加する者は、入札について談合又は何等の協議もしてはならない。
- 6 当該法人に提出した入札書は、書き換えたり撤回することができないので、誤算や、違算又は、見込み違い等のないように十分注意すること。
- 7 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
また、金額はアラビア数字で記入すること。
- 8 次の入札書は無効となるものであること。なお、無効入札をした者は、2回目の入札に参加することはできない。
 - (1) 頭金額の記載がないもの。または、頭金額を訂正したとき。
 - (2) 法令又は入札に関する条件に違反したとき。
 - (3) 同一入札者が二以上の入札をしたとき。
 - (4) 所定の場所及び日時に到着しないとき。
 - (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明しないとき。
 - (6) 金額の重複記載、誤字又は脱字があつて、必要事項を確認できないとき。
 - (7) 入札保証金が入札説明書18の(1)に規定する金額に達しない入札
 - (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件に反した者及び虚偽の申請を行った者が入札したとき。
- 9 入札は、本人又は代理人によって行われることとなるが、代理人の場合は、委任状を入札前に提出し、その確認を受けた後に入札に参加すること。
また入札書に押印する印鑑は、委任状に押印した代理人の印鑑(私印)を押印すること。
- 10 入札は、第一回で落札者が決定しない場合は、再度の入札を行うことがあること。このとき第二回目の入札に参加する意思のないときは入札書に辞退の旨を記入し係員に提出すること。
- 11 入札にあたり不正な行為が行われたと認められるに足る事実が判明した場合は、退場を命じること、又は、入札を中止することもあること。
- 12 入札は、当該法人の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申し込みをした者を契約の相手方とするが、当該契約の確定は、当該法人が提出した契約書に双方がともに押印したときであること。
- 13 落札者は、直ちに当該法人の指示に従い契約確定のための事務手続きを進めることについて協力すること。
- 14 入札書は、当該法人の定める様式によるものとし、あらかじめ用意しておくこと。